

平成21年度第6回宝塚市パブリック・コメント審議会議事録（要旨）

- 1 開催日 平成21年11月9日（月）10時～12時
- 2 開催場所 宝塚市役所 3階 3-3会議室
- 3 出席者 会長、委員7名、事務局3名

1 開会

○事務局 （事務局あいさつ）

○会長 さっそく議事に入りたいと思う。議事の一番目が「平成20年度宝塚市諮問第16号宝塚市市民パブリック・コメント条例の見直しについての答申について」。①と②を一緒にあつかう。①は「宝塚市市民パブリック・コメント条例の改正に対する意見募集」に出てきた意見に対する市の考え方はこれでいいか、ということ。それを受けて②の「答申の取り扱いについて」、これを今日は集中的に審議して中間答申を最終答申にしていきたい。主として議論の要点は「議会における議員提案条例が、パブコメの対象とならざるを得ないのではないか」という議論。そうすると第3条のほうに実施機関として議会が入っていないことが、整合性がない。これを入れるべきかどうかということで両論併記で答申を出した。その形のままでパブリック・コメントにかけている。それに対する意見がここに一覧表で出ている。加えて議会の議員さんの審議の中でもそれなりの意見が出されていると聞いている。それらを受けて当審議会としてはどのような答申案にするか、つまり議員提案条例を含むと考えるか、含まないと考えるかの決断をしたい。それではご説明いただけますか。

○事務局 9月に1ヶ月間パブリック・コメントを実施した。市民の方から7名10件のご意見をいただいた。それについてここに示させていただいた。

（資料の説明）

（提出意見と市の考え方の説明（以下のとおり））

（第8条の考慮の表現が不十分との意見。パブコメを2回するべきでは→2回は実施が困難。「考慮」を「十分に考慮」に修正する）

（第1条「市の説明責任」を明記すべきではとの意見→あえて現行にもどすことはいらないのではないかと考える）

（第1条。案そのものの作成に市民の意見を取り入れるべきではとの意見→担当課で案のすべてを決めているわけではなく、アンケート調査やワークショップなどの結果を案に反映させている。）

（第2条「わかりやすく簡便な表紙を作るべき」→第6条の修正に。

第6条3項4項を1項ずつ繰り下げて新たに3項「前項に掲げる資料は、当該政策等の案の理解に資するため、分りやすいものとなるよう工夫して作成するものとする」としてこれを追加する。）

(第7条で情報の取り扱いに定めがなくていいのか、「明記すべき事項」についてガイドラインが必要では、との意見→個人情報「目的外に使用しない」旨を意見募集用紙に明記することとする。明記すべき事項＝住所・氏名などのほか、「何について意見を求めるか」なども含まれ、ガイドラインとして統一するものがないので、その都度定めるべきとする)

(第13条についての提案を受け、今後も十分に検討のうえ現在の取り組みを改善するとともに新たな取り組みを進める。「聞き取り」による提出は確実性に欠けるので採用できない。)

(3条について)

意見が4件出ている。市民からの提出意見は、否定ないし消極的であった。理由はそれぞれ違う。1件の市民意見と一部議員からは「国の行政手続法は意見公募手続を定めているが、行政手続法という実施機関は行政であり、議会は除くとしているから、本市条例に基づくパブコメの実施機関に市議会を加えるかどうかの議論自体妥当でない」という意見、また議会での発言がされている。これについて、市の考え方としては、「行政手続法に基づくパブコメの対象は国会が制定する法律は対象になっていないが、本市条例に基づくパブコメは議会が議決する『条例等』も対象になっていること、及び、パブコメを必要とする条例案の策定者である執行機関（市長）も、議員と同様、住民の直接選挙で選ばれていて、国の行政機関とは異なることから妥当ではない」としたい。

3条とそれ以外の意見を分けてお話を進めていただくほうがいいのではないか。

○事務局 3条の取扱いはパブリック・コメントの結果でも否定的な意見が比較的多いが、この審議会でも3条で議会を入れるか入れないかの議論はまだ継続中である。従って今日出したばかりの資料があるのでそれは後程の集中審議でお願いさせていただいて、今課長が全体的に説明した3条以外のところでの市民の意見に対して市としては2点の案の改正を提案しているわけですが、これ以外のところについても「こういう改正が必要ではないか」あるいは「市の考えでいいのではないか」というところを先に結論付けてもらって、3条に入ったほうがスムーズに行くのではないかと思います。

○会長 条例改正案の修正というところで2点修正をしましょうということで出てきます。これについては皆さんいかがですか。

○委員 (事務局への資料早期送付の要望(条例・規則等の内容併記)。現在のパブ

コメについての批判、要望（内容がわかりにくい、審議会が行政の追認機関になってはいけない、パブリック・コメントの意見の聞き方が偏っている、特定の間人が出している、どうすれば市民の意見がたくさん求められるかという基本的な課題が見えない。パブリック・コメントをいろんな意味でよくするために議論をここでやる必要があるのではないか。))

○会長　　今のは総論的というか基本原論的な姿勢の問題だと思う。おっしゃっているとおりだと思う。

○委員　　ちょっと整理をしたいが、これは私たち審議会がパブコメにかけたことになっているのか？ 市の考え方の答えは我々審議会が書くのか広聴相談課が書くのか、そこがわからない。資料の右側の「市の考え方」は、我々が論議の中で最終答申を決める時にこの意見を取り入れていくと思う。しかし今この「市の考え方」も我々が一個ずつ書くのか。我々に責任があるんだったら、この回答でいいのか等考えないといけない。市に責任があるんだったら、まあ審議会が意見は言っても決めるのは市である。考え方を誰が作るのかという、そここのところのこんどのパブコメの意味合いがちょっと私も整理ができない。このパブコメを我々審議会が実態として主催したのであれば我々にも誰が言った意見であるか公表すべきではないのかと思う。このパブコメ自体誰がやったのか、そこを整理してもらわないと論議が進まない。

○会長　　現在まだ条例は改正されていないのでパブコメの実施機関は市長。市長の責任においてやったわけで、だから審議会の中の意見、こういう賛否両論の意見がありますといったことをそのまま公開したわけで、それに対して出されている意見について行政として答えられる範囲のものがここに入っている。それ以上答えられないものは空白になっている。そこは審議会の意見を聞いて決めざるを得ないという判断だと思う。改正後は審議会が首長に代わってやってくださいということもできるし審議会の名においてやることもできる。だから今は行政の意見である。

○事務局　　まず今回のパブリック・コメントの手続きを行ったのは誰か。これは市長がかけた。今回市長がパブコメするにあたっては中間答申をいただいた内容そのままでかけさせていただいた。今ここで意見をまとめているのは、出てきた意見に対して「市の考え方」というのは事務局としてこういうふうを考えていますという内容であって、ここで今日開催させていただいているのは審議会が最終答申を決めていただくための参考と見ていただければいいのかなと思う。そしてこのパブリック・コメントの意見に対して決定したことは、「市の考え方」を公表するのは「意思決定」できてからでないとできないので、「意思決定後すみやかに公表する」というふうな改正条

文につながっている形です。いずれにしろ審議会でもまだ結論が出てないのに途中でパブコメをやっているというのはたしかに異例である。そのような経過になる。

- 委員 ということはこの「考え方」は案なんですね。
- 事務局 そうです。
- 委員 「考え方」というからこれを公表するのと思った。
- 事務局 条例の最終の改正案は、今後審議会から最終答申をいただいてどういうふうな内容にするかという最終決定はやはり市長がするので、市長の判断に基づいて議会へ改正条例案を提出することになる。
- 委員 今回このパブコメを実施したのは、いい最終答申をつくろうとした我々の側がこの意見を聞いて生かそうとして、実態としては主催しているわけなので、それであれば先ほどの「この意見がどこから出てきたか」というのも行政だけが持っているのではなく、我々の側にも住所・氏名などのローデータの中身を全部提示して欲しい。
- 事務局 提示しない考え方を説明すると、どこの誰が出されたか分るとかえって先入観が入ったり、言葉は悪いが偏見につながる可能性もあるのではないかとということで、まず審議いただく場ではそれは出さないほうが多いというのが実態である。趣旨はそういうことである。
- 会長 この改正2箇所に関しての是非をおはかりしたい。これについては事務局のほうで第8条第1項中の「考慮」を「十分に考慮」に修正するということと、6条3項として新しく条項を起こして以下4項以降を1項ずつ繰り下げる。「3項 前項に掲げる資料は、当該政策等の案の理解に資するため、分り易いものとなるよう工夫して作成するものとする。」というふうに提出意見を踏まえて修正させていただく、という返しです。
- 「意見いただいて変えます」というのも弾力的でいいのではないか。
- 委員 2条目（第6条）ちょっと整理していただきたいのは、一番下第3項を付け加えるというところ。ここでの論議としては、「概要版を作れ」という提案だったので、資料は資料として付け加えるわけですよね。その資料もさらに分りやすくしろという3段構えになるのか。
- 6条2項の（2）は現行では「資料」ということでなく「考え方及び論点」ということになると結論めいたことになるのでそこを修正して「資料」ということになったはず。
- 事務局 改正案の2項で「・・・併せて次に掲げる資料を公表するものとする」となっている。ですから下に3つ並んでいるのを総称して「資料」と呼んでいるので、今、改正案として付け加える3項に「前項に掲げる資料は、」と言っているのは前の概要版も添付する資料も全部含めて、「分り易いもの

になるように努めなさい」というのをあえて条項を起こして注意を喚起しよう、ということであるとご理解いただければいいのではないかと思う。

○委員 「資料」というのは（２）じゃなくて大きな２項全体のことを言っているんですね。わかりました。

○会長 新しい委員さんも入ってこられておっしゃっているが、パブコメそのものがわかりにくい、市民に浸透していないというストレスは皆さんお感じになっていることでしょう。しかしいかんせん行政の資料そのものが市民から見ると難しい。けれども行政側に見てみたらそれが精一杯だという、「文化の落差」があることは事実です。だから絶えずもっと分りやすくもっと丁寧にもっと広く、と言い続けてきている。今まで合計３回答申を出したが、必ずその中に「もっと分りやすく」と言っている。これはお互いに工夫しながらどんどんやっていかないといけないが、一気に文化改革は進まないし無理なところもある。この審議会でそういう答申を出していくこと自体が一つの内部圧力になるだろう。言い続けることが大事かと思う。それでは第３条の集中討議に入っていきます。

○事務局 ３条につきましては会長とも相談させていただき、議論の発端から現在の状況、あと事務局の案になりますが、今日お渡しした資料「実施機関に市議会を加えることについて」を説明させていただいて議論をお願いしたいと思う。今日お渡ししたばかりなので、説明は全文朗読させていただくことによってさせていただく。

○事務局 （資料朗読）

○会長 皆さんのご意見を伺いたいと思うが、取り扱いの案のところをどうするかが問題だと思う。ちょっとこの案のところデータ追加してほしいのは、パブコメを採用する議会基本条例が出てきているという風に聞いたが、すでに事例があるということと言わないといけないと思う。「事例がない」というのが前までの話だったので。

○委員 「ある」ということらしい。議会の研究者なので、是非（実施機関に議会を）入れるようにというお話でした。第３条の論議で、定義のところ第３条の２項を起こして議会を入れているが、２項を起こすというのは具合が悪い。これは「定義」の条文だから。だから但し書きで「ただし市議会も議長が出席議員の過半数の同意を得て実施機関となることができる」という一文くらいは入れとけば、案としてはいいんじゃないかと思う。そうすると問題は、議会で基本条例を作っているということだが、けど（パブコメ条例で実施機関に）入れておけば結局は下駄は議会に預けたと、で議会に預ければあとは（実施機関に入れないと議会が決めるなら）そういう市民の意見を聞こうとしない議会に対して市民がどう判断するかで、い

れといったほうが私はいいと思う。その際には「出席議員の過半数の同意を得て」やろうと思えばやれるし、やらないと議会が決めればやらないでいける。入れておくべきだというのが私の見解です。議会を研究している人もそう言う考えです。議会も実施機関に入れておくべきだという積極的意見には、4年間投票されたまま、投票率悪い、これも理由に入ってくると思う。そうすると議会を除く理由はないというのが私の意見です。

○会長 もう一度確認すると改正に対する意見募集の第3条に「市議会は、議長が出席議員の過半数の同意を得て、実施機関となることができる。」という項を加える、という案です。

○委員 これは2項の「ただし書き」でいいと思う。

○会長 また「個別条例毎に」と言っておかないと、一旦実施機関となったらもうずっとならないとだめになる。

○委員 そうですね。個別にですね。それを入れておけば。「個別条例毎」か、あるいは「個別の政策等について」実施機関となる。この定義等がむしろ必要なかもしれない。すなわち「対象」、4条ですか。

○会長 「市政の基本的な方針を定める条例の制定及び改廃」でしょ。ここで議会が関係すると言ったら・・・。

○委員 例えば迷惑防止条例なんて勝手に作ろうとしたら可能といえば可能。そういう場合2号と3号が対象上かかってくる。数はそんなにないと思う。パブリック・コメント条例が議員提案ですよ。これも市民の意見聞かずに作っている。こういうのはやっぱり市民の意見聞いて作るものなんじゃないのかというのがある。

○委員 事務局に聞きたいのは議員立法というのがどれぐらいの件数があるのか。今回の問題は議員立法。国の法律というのはあくまで政策であり国の方向性の問題であるが、市の場合は生活そのもので考えるべきである。そう考えると基本的には実施機関に入れたほうがいいが、決定権というのは議会側にあると思う。それをどういう文言で入れるかを考えなければならないということと、議員立法だけを対象にしたら、実施機関として議会も乗ってくるかなと思うので、実際どれくらい件数があるのか聞いてから考えたほうがいいと思う。

○委員 それで議会がやりたくなければやらなくていい。ただ、前の議論では議員さんというのは自分の事柄（報酬・給与とか）についてどこまで関わっているのかわからない。議会も入れておいたほうがいいのではないか。先取りすると「自主的な判断」で議会改革で特別委員会やって基本条例作るということ言っている。この基本条例は先ほど言ったように議会の意思決定なんですよ。その時に（パブコメ）やらなくていいのかと、その基

本条例の中にいろんなこと書いているのに。それこそ基本条例作る時にコメントを求めるべきだと思う。そのときに市民からコメントを求めるという基本条例ができれば、ここから但し書き削除という条例案を一緒につくれば済む話ではないかと思う。たぶん議会基本条例ではパブリック・コメントをするとは言わずに「広く意見を求める」というのが多いんでしょう。だからほんとは「パブリック・コメントをする」と決めておいたほうが良いような気がする。

- 委員 議員提案、何件くらいありますか？
- 事務局 平成20年度では議員提案条例は全部で6件。議員がおっしゃいますには、他の市よりも件数は多いということである。
- 委員 (もし議会がパブコメすることにしたら) その6件のうちでもさらに議会がやらなくていいとなったらやらないことになる。
- 委員 このあたりを上手に文書に書き込めば、議会側は逃げられないし、乗ってくると思う。持って行くやり方によって結果がものすごく変わるんじゃないかと思う。
- 委員 まちづくり基本条例の中に議会は参加してない。条文がない。市と市民の責務はあるけど、議会は絡んでいない。そこにもう「独立」みたいな空気になる。本来議会も絡むという発想がまちづくりには必要かと思う。議員の方も考えなおしてもらわないと、パブコメのそこだけをとって、既成の法律でできるできないを考えるのではなく、全体のまちづくりで議会がどう参加していくかとなったら、私はこの案でいいと思う。
- 委員 ただまちづくり基本条例と市民参加条例の問題に関しては、市民参加条例を提案した時の意向としては、すべて議会が決定権を持つてゐるんじゃなくて市民決定権があるというのをどうにかこうで表すかというのが目的だった。今回のそれとはちょっと意味合いが違う部分も若干あると思う。
- 委員 まちづくり基本条例も時代が変わってきていて、全国的に、議会をふくめて市全体を上げてどうするかと考えて基本条例を作っている。議会の中には広聴制度とか以外にパブコメも入れようという動きが出てきて実際にやっているところもある。宝塚市も本当はそこまで考えてオールドファッションやめて、もう一回考えなおさないといけないところがあると思う。その中の一部にパブリック・コメントというのが出てきている。
- 会長 他の方のご意見もお聞きしたい。
- 委員 この資料の3条のところを読んでちょっと戸惑っていたが、今日ここでお話を聞いて、やっぱり議会を入れるべきだと考えた。(3条の意見を読んで) これは(我々が)法律違反でもやっているのかなと思った。先ほど平成20年度に、議員提案が6件出ていとお聞きしたが、パブコメも平成

20年度は5件出ている。件数的には代わりがない。今日説明を受けて（議会を入れる必要が）わかった。

- 委員　　私が一つひっかかっているのは、議会改革特別委員会を設置してその動向を見ましようということが入っていたので、その以後どうなっているのかが知りたい。
- 事務局　　先週、議会事務局のほうの担当者にお聞きした範囲だが、第1部会に課せられたテーマが「議会基本条例の調査に関すること」というのがある。部会に所属されている議員の方が全国の事例調査をまずやろうということのようである。その調査した結果をまた持ち寄って議論をすすめていかれるようである。
- 委員　　（今回のパブコメのあり方についての疑問。市民はパブリック・コメント条例があるなんて知らない。これをなぜ問題を大きく捉えないのか。なぜもっとみんなに知らせるといふ方法を議論しないのか。市の「とりあえずパブリック・コメントしてますよ」というポーズだけだととらえられてもしかたない。また、資料も2日前に送られてもわからない語句などをネットなどで調べる時間もない。無防備なまま専門家のいらっしやる中へ放り込まれて、何を話せばいいのか分らない。）
- 事務局　　（資料が遅かったことへのお詫び。パブコメのPRについては、出前講座、広報たからづか、ホームページ、マスコミを使った新聞・テレビを使ってなんとか一生懸命がんばっている。FM宝塚、ケーブルテレビにも同じような情報を流して、可能な範囲でもらっている。関心のない人達までこっちへ向かせるのは極めて難しい。）
- 委員　　（関心のない人はどの層なのか、一度研究すれば？）
- 会長　　この議論は一旦終わりにする。今日はその議論をする場所ではない。早く答申の結論を出さないといけない。今回のパブリック・コメントは何回かの委員会の経過の中で、まちづくり協議会とか自治会を通じてきちんと情報を流しなさいよという踏み込みはしている。それでも知らない人は知らない。それは社会の避けられない宿命だと思う。知りたくないから知らない。関心がないから知りたくない。その人に「関心持ちなさい」と言ってもしかたないところがある。
- 委員　　それはパブコメの実施結果によく出ている。関心のあることには意見出るが、関心のないことには全然でていない。
- 会長　　だから「共有」ということは、当事者にサーチライト当ててそこに集中的に情報をおくりますということを原則にしている。今回はパブリック・コメント条例全体だから、みんな自分に直接関係ないと思わざるを得ないような条例であることは事実です。だから件数が少ない。また政治的意識

が非常に鮮明な人が反応する、というのは当然のことだと思う。だからその辺はわかってあげていただきたい面と、市民側にも責任があるんじゃないかという面と二つある。

それでは先に行く。

「実施機関に市議会を加えることについて」の資料だが、4の「取り扱いの案」をどうするか結論、これをご決断いただきたい。先ほどの室長のご意見等を斟酌すると、「総合すると、市議会を実施機関そのものに位置づけることは運用面でかなり問題があるため困難といえる。」というのは言わなくてもいいと思う。運用面で問題があると言ったら、議会基本条例の中でパブコメ入れます、というのは運用面で無理だから入れたらだめということになりかねない。それから「先進市に聞くと」とか「100件の意見が出れば100件の議決しないとだめ」というのはこんなことはないと思う。100件まとめて一括議案ですれば一発でできる。それははずしたらいいと思う。「次に『実施機関となることができる』とする位置づけは、現在、市議会で議会改革特別委員会を設置し種々の検討がされている最中であり、市議会の自主的な判断に委ねることが妥当と考えるものである。」これを生かしたらいいと思う。先ほどのご提案のとおり第3条に次の項を加えるという「市議会は議長が出席議員の過半数の同意を得て実施機関となることができる」これではちょっとまだ甘いので、上に「議員提案にかかるパブリック・コメント対象案件について」とか付け加えていただらいいのではないかと。そうすると個別案件ごとに議決をとるんですよとなる。そうでないといっぺん実施機関になるとずーっとなってしまう可能性もあるので、それはちょっと工夫していただいて。このような提案を当審議会としてはしますと。で、もしこれをはずすとすれば、今度は「第5条次の各号のいずれかに該当する場合は、本条例の規定を適用しない。」この1項の中に新しい6号を設けるか、あるいは新しく4項を起こすかして、「議員提案に基づくものはこれを除外する」とびしっと入れてしまうか。もしはじめから議員提案を対象としません、と明確にするならば、除外条項の中に入れてしまう。そして「議会は・・・なることができる」という条文は入れない。その2案です。「議会は・・・なることができる」というご提案は、第3条の1項の実施機関の但し書きになる。

○委員 第3条1項の実施機関の「ただし書き」ですね。「ただし・・・」としておかないと、「定義」の条文で3項新しく起こすというのは違う。3条の実施機関のところにも今のような形で「なることもできる」と入れる。全部下駄は議会に預けるといって形をとったかどうかと。

○委員 今回の議員提案というのはやっぱり一つのキーだと思う。議員提案という

のは基本的に市民が分らないのでこの言葉は入れておいたほうがいいと思う。

○委員 議員提案でも「適用除外」のところで除かれるものもある。「軽微なもの」とか。あまり第3条で明確に実施機関のところで書いてしまうと、実施機関の場合は「個別案件ごとに」というのはいいけど「議員提案」と書いてしまうと「議員提案は全て」になってしまうから具合が悪い。「なることができる」としておけば、「適用除外」で省くこともできる。

○会長 第3条の追加の項の書き方が、「議員提案にかかるパブリック・コメント対象案件ごとについて」、もっと正確に言ったら「市議会は議員提案にかかる第4条に掲げる対象案件ごとについて」とかになる。そういうふうにしたら後ろのほうは触らなくてもよくなる。除外条件のところに「議員提案にかかるものについてはこれを除外する」と入れてしまえば第3条は触らないですむ。いずれをとるかは議会基本条例において現在検討されているということですので、それに我々は結論を委ねます、ということで。それ以前の経過措置としては、現実にすでに議員提案条例もこのパブリック・コメント条例の中でパブコメ対象案件としてあがっていることは事実なので、実施機関への追加をしておかないと整合性が保てないので、これを暫定的に入れておくべきだというのがこの委員会の答えだ、ということで。議会基本条例が正式に策定されたあかつきに、その条項を廃止し、議会基本条例に基づくパブリック・コメントに切り替えるということが可能である、ということになるのではないか。

○委員 先生のおっしゃった2つ目の「パブリック・コメントかけない（実施機関にならない）」のならそれをはっきり書けというのが2つ目ですか。

○会長 「議員提案にかかるものは全て除く」というふうにはっきりと決めてしまったら筋がとおる。あとは市長の判断にゆだねます。委員会の答申としてはその2つの考え方がある。しかしそれは拘束するものではない市長のお立場もあるので。しかし2つの意見でないところ側の言っていることの筋がとおらない。

○委員 趣旨としては対象案件に議会が提案したものでパブコメにかかるものがあるから、それはかけなさいよ、ということだと思うが、議会基本条例が出来たとしても両方に入っているでもいいと思う。パブコメ条例にも入っているし、むこうでもやると書いてある、むこうで書いたからこっちはもう書かなくていいではなくて、審議会の趣旨としてはこういうものはかけるべきだと書くほうがいいのでは。処理は議会でしたらいいが。

○会長 ではこうしましょう、結論としては第3条に「できる」という条項を入れるのが望ましいというのが答えだと、その理由は現在すでに議員提案の

条例等も対象に含まれているという現実を認識して欲しいと。対象になっているので、そこに整合性を保とうとするものであると。議会基本条例が出来たあかつきにはその議会基本条例がこのパブリック・コメント条例を準用するということがしやすいようになるだろうと。なお議会意見としてパブコメ条例の対象とするべきでないという意見で統一されるならばその時点で、条例の第5条の除外条件に議員提案にかかる案件は全て除くと、明記することで整理すべきだと、ということになるのではないかと。

- 委員 議会が「議員提案は除けばいいのではないかと」といえば市長がそこで明記したらいいわけで、我々審議会としては、今後の「(5条で) 全て除く」というのは言わなくてもいいのでは。
- 会長 正直「除くものとする」というのは逆に嫌味になる。なんでわざわざ除くんだ、と市民から言われることになる。
- 委員 それはこの3条の意見を提出している人の考え方を読むとよく分るから。
- 委員 これ(3条の意見)を議員が書いたとしたらみんな怒るはずだ。
- 委員 いやこれは議員の書いた文章。やはり自分たちはある意味特権階級、特別な権限を持ってやっているんだということを常に言いたい。
- 会長 回答にも今回寺田先生が書いてくださった回答を骨子としてお返しされたらいいと思う。行政手続法と宝塚市のパブリック・コメント条例とは似て非なるものであると。行政手続法が具体的に施行される以前にもうパブコメ条例は出来ているという歴史的事実はご認識くださいと。そして重要な政策方針とかに関しては条例も当然含まれるという解釈を初めから我々は与えられているわけで、そうすると議員提案条例も首長提案条例も一緒だ、差はないという、この現実をどうするかとこっちは逆に苦しんできた、そのことを真摯に真面目にどう解決するかを議論してきたんであって、なにも議会をやっつけてやろうなんて思ったことは一つもない。それが二つ目。三つ目は首長部局も議員さんも地方自治法上は直接選挙である。国会は直接選挙だから除外されている。間接的な政府である内閣が行うことに関してだけパブリック・コメントしましょうということですけど、それとは趣旨が全く違う。つまり、その理屈で言ったら、議員は直接選挙で選ばれているし、市長も直接選挙で選ばれているじゃないかと。だからもっと身近な地方自治を实践するための制度なので、その趣旨は立論として成り立たないのではないかと。こういう結論でいいですか。いずれにせよ一部の議員さんかと思いますが非常に敏感に反応しているようである。そこまで市長にリスクを犯せという気持ちもありますが、筋論からいうとそういう答申になるということ。私達の意見のほうはそういうことでいいかと思うが、まだもうちょっとご注文があれば。

- 事務局 最終的な答申のまとめ方について、原案は事務局で起こします。もちろん起こすにあたって会長・副会長の意見を聞きながらまとめて、全員に配ってご意見をもらって最終まとめる、という方法でやりたいですがそれでいいでしょうか。(全員「はい」の声)
- 委員 これ(パブコメ意見に)回答しないとだめだが、回答もこの「コメントに対する回答」で行くのか。
- 事務局 これに対しても細かいご意見があればお寄せいただきましたら最終的な回答のほうにも反映させていきたい。
- 会長 論点を確認すると、一番目はパブリック・コメント条例は行政手続法とは違う宝塚市独自の制度であって、重要な政策等の中には当然条例が含まれるというふうに解釈をきちっと確定してここまで4年間やってきたので、その中で議員立法に基づく条例が対象なのかならないのかという議論を真摯にやってきたけれどもやはり条例の趣旨からいって対象になるのは当たり前のことでしょうと、いうことが浮上してきた。それを今まで整理してきた。今回の追加した案はあくまでも議会の主体性において決定されればよいという弾力条項などで、議会の主体性・独自性を口出しして溶解しようとするものではない、むしろ議会における意思決定の支えを作ったようなもの。ではその他のところに行くが、なにかありますでしょうか。
- 委員 質問だが前回資料送ってもらって議事録の会長・会長職務代理者を選出したことについて、「選出」しか議事録に書いていないので、誰を選出したか残しておいたほうがいいんじゃないですかという提案をしたんですが、差し替えがないんですがどうなっているのか。
- 事務局 市役所のホームページには差し替えて載せた。申し訳ない。
- 事務局 委員のほうからご質問がありました議員提出議案の件数だが、政策的なものに限ると平成11年度から19年度までの9年間で30件ある。
- 委員 次回の委員会の目安は？
- 事務局 今年度の予定としては、この条例見直しについての最終答申をいただく。この年度内に条例を改正する。審議会としては答申をいただいたら今年度はこれで終わり。例年していただいている、前年度に実施したパブリック・コメント手続きの運用の評価だが、これについては7月27日の審議会でもうすでに答申をいただいている。
- 委員 こちらの依頼としては、このパブリック・コメントの基本的なあり方みたいな部分にもう一度議論を重ねていただきたい。それを今年度中にやっていただきたい。一度企画をお願いしたい。
- 事務局 一度預からせていただいて、またご連絡させていただく。